

介護施設等生産性向上推進事業 主な問い合わせ（11月20日 14時更新）

公表日（11月5日）以降の主な問い合わせについて、随時掲載しております。

No.	キーワード	内容	回答
1	スケジュール	交付決定の時期は。また、交付決定後、「いばらき介護の働きやすい職場宣言」の認定を受ける前に機器を導入してよいか。	交付決定は12月中旬頃を予定している。なお、機器の導入については、交付決定後であれば、宣言の認定を受ける前に導入してよい。
2	交付の対象	法人所在地が茨城県内、事業所所在地が県外の場合、交付申請可能か。	法人所在地は県内外を問わないが、事業所所在地は県内である必要があるため不可。
3	交付の対象	当法人では、これまでにICT導入支援事業において補助金の交付を受けたことがあるが、介護施設等生産性向上推進事業に申請可能か。	他の補助金等によって助成されている機器でなければ対象となり得る。
4	交付の対象	2024年12月又は2025年1月に開設予定の事業所は補助対象となるか。	交付申請時点において、介護保険法に基づく指定を受けている介護事業所・介護施設等が補助対象となる。
5	補助上限額	1 法人が申請可能な施設数や補助上限額の制限はあるか。	どちらも制限はない。なお、複数の事業所を申請する場合、事業所毎に交付申請書等を作成し申請すること。
6	補助上限額	1 つの事業所で見守り機器とICT機器を同時に申請可能か。	同時に申請可能。
7	補助対象経費	見守り機器等の導入に当たって、法人の経理規程に則って契約してよいか。また、一般競争入札を行う必要はあるか。	法人の経理規程に則って契約して良い。なお、一般競争入札である必要はないが、いずれの方法であっても、適正な価格をもって契約すること。
8	補助対象経費	要項別表2（1）介護ソフト等について、5年分のライセンスを一括購入した場合、全額補助対象となるか。また、今年度分のみの場合、月割り計算となるのか。	補助対象経費の考え方はを以下のとおり。 ・使用権の期限がないもの…全額 ・支払いが月額払いのもの…当該年度分 ・支払いが年額払いのもの…1年分 ・複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分 なお、実績報告書提出期限（令和7年1月31日）までに支払いが完了していること。 ※リースやレンタルについても同様
9	補助対象経費	要項別表2によると、交付決定前に導入した機器は補助対象外となるが、交付決定前に契約をすることは可能か。	不可。
10	補助対象経費	介護ソフトやタブレット情報端末のメーカーや機器に指定はあるか。	要件を満たしている機器であれば、指定はない。
11	見守り機器	見守り機器とはどのような機器か。	要項別表1に記載のとおり。また、要項と併せて、県ホームページに掲載している「「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義」を参照いただきたい。
12	介護ソフト等	より多くの職員が介護ソフトを活用するためにライセンスを追加したい。補助対象となるか。	追加分のみ補助対象となる。
13	タブレット情報端末	専門職が常時持ち歩くノートPCは補助対象となるか。	持ち運びを前提としたノートパソコンは補助対象となり得る。
14	タブレット情報端末	タブレット情報端末にスマートフォンは含まれるか。	要項別表2に記載のとおり、専ら介護ソフトを使用するための端末であるなどの要件を満たす端末であれば補助対象となり得る。
15	タブレット情報端末	中古販売のタブレット端末でもよいか。	新品・中古は問わない。
16	補助要件	要項別表1及び2の「補助要件ア」について、引上げ前後の職員数の違いを考慮する必要があるか。	「（参考様式9、10）別添介護職員等～計算書」の印刷範囲外に記載のとおり、いずれかの時点のみ従事している介護職員等は算出の対象外とする。
17	補助要件	要項別表1及び2の「補助要件ア」について、法人単位ではなく、申請する事業所単位で計算すればよいか。	ご認識のとおり。
18	補助要件	要項別表1及び2の「補助要件ア」について、総支給額の引上げは実績報告までに行えばよいか。	ご認識のとおり。
19	交付申請書	交付申請書に添付する見積書や注文書は、交付申請より前の日付でよいか。	申請書には見積書を添付することとしており、その作成日は交付申請日より前又は同日となる。
20	参考様式	要項別表2に記載の「職員数（常勤換算）」とは、該当する職種の雇用している常勤の合計数でよいか。	直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も参入してよい。
21	参考様式	要項別表2に記載の「職員数（常勤換算）」は、いつ時点の数値を記載すればよいか。	申請時点における数値（＝直近の数値）を記載すること。
22	参考様式	（参考様式）を作成するに当たり、円未満の端数の処理方法は。	原則として、円未満の端数は切り捨てること。
23	参考様式	「（参考様式1）＜見守り機器＞～内訳表」について、見積書の項目数が多い場合、参考様式2と同様に項目をまとめてよいか。	機器毎にするなど、まとめてもよい。
24	参考様式	「（参考様式2）＜ICT機器＞～内訳表」の作成に当たり、見積書の項目数が多いため、項目をいくつかまとめてよいか。	「〇〇システム」や「Wi-Fi環境整備」などとまとめてもよい。なお、要項別表2に記載する補助対象経費（1）～（5）の区分を超えてまとめないこと。
25	参考様式	「（参考様式3）歳入歳出予算書抄本」の歳出欄について、記載方法を教えてほしい。	歳出欄は、（参考様式1及び2）に記載した導入機器名を記載することで、自動的に金額が反映される仕組みとなっている。
26	参考様式	「（参考様式5）別添最新版の～確認書」の提出が必要なサービス種別は。	具体的なサービス一覧は、最新版の「ケアプランデータ連携標準仕様」を確認すること。 ※令和6年10月版の場合、7ページに記載されている。

介護施設等生産性向上推進事業 主な問い合わせ（11月20日 14時更新）

公表日（11月5日）以降の主な問い合わせについて、随時掲載しております。

No.	キーワード	内容	回答
27	参考様式	「（参考様式5）別添最新版の～確認書」の対象サービス欄について、申請事業所のサービス欄に○を記載すればよいか。又は介護ソフトが対象とするサービスすべてに○を記載すればよいか。	購入予定の介護ソフトメーカーに確認するなどして、介護ソフトが対象とするサービスすべてに○を記載すること。
28	事業に関する報告等	別表1及び2に定める補助要件Aを選択した場合、要項第13条に基づく翌年度の導入効果等報告において、その時点の賃金等を報告することとなるのか。	要項第13条に基づく報告の詳細は、別途通知することとしている。 なお、主な内容は「機器の導入効果」とする予定である。
29	その他	介護施設等生産性向上推進事業は来年度も実施するか。	来年度実施する事業について、現時点で示せるものはない。
30	その他	補助金の交付を受けた場合、県から事業所への支払いはいつ頃か。	3月中の支払いを予定している。